

確定版（公開用）

第7期 第10回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第10回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成30年12月6日（木）午後6時33分から午後7時12分
開催場所	中央ふれあい館2階特別会議室
出席者	齋藤委員長、田村副委員長 稲川委員、松本委員、板橋委員、植木委員、竹本委員 (傍聴者) 1名
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申作成に向けたワークシートの集計結果について <p>○議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要否の検討について ・ 素案の各項目の内容の確認について <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例について <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 席次表 3 答申作成に向けたワークシートの集計結果について 4 「納税の義務」、「負担」等の記載のある自治基本条例一覧 5 答申素案骨子案 6 川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例 7 前回議事録の確定版
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局（企画経営課長）</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p>これより、傍聴者希望者1名に入室をしていただく。</p> <p style="text-align: center;">－ 全員異議なく了承 －</p> <p>■ 開会（午後6時33分）</p> <p>事務局（企画経営課長）</p> <p>これより第10回委員会を開会する。本日の出席者は7名で、この会議</p>

は成立となる。それでは議事の進行を委員長にお願いしたい。

委員長

それでは、次第の2、報告事項にはいる。

報告事項「答申作成に向けたワークシートの集計結果について」を事務局より説明をお願いします。

事務局（企画経営課担当者）

はじめに、報告事項「答申作成に向けたワークシートの集計結果について」、説明させていただく。

資料1をご覧ください。

この資料は、7月30日に開催した第9回委員会において、委員の皆様にお配りしたワークシートの結果を集計した一覧である。

まず、(1)「回答者状況」であるが、回答者総数11名で、そのうち「見直しを要とするもの」は3名、「見直しを否とするもの」は8名であった。

次に、(2)は「出された意見」をまとめたものである。主な意見として、「市民の定義の見直しについて」の意見が1件、「納税の義務の追加について」の意見が3件、「条例見直しの箇所・見直しの必要性が見当たらない」との意見が3件、「時代の流れの中で見直すべき時期がきたときに見直せばよい」との意見が3件、「条例の周知・啓発に重点をおくべき」との意見が2件、「象徴的な指針として存在していることに意義がある」との意見が1件、という結果であった。

最後に、(3)「意見（一覧）」は、個々の意見、理由等を表記している。

まず、No.1では、条例見直しの要否については、見直しを「要」とし、その2つ右となりの「理由」の欄では、「市民の義務をもう少し強調したほうがよいのではないかと思います。特に納税の義務は具体的に入れたほうがよいのではないのでしょうか」との意見であった。また、その右となりの「自由記述欄」では、「中核市になり、より自主自立が求められる川口市になりました。そのためにも、市民も自立をしなくてはいけないと感じています。自治基本条例はさらに重要さを増してきますが、だからこそ「ふらふら」してはいけないと思います。基本的な部分はずえず、上記部分のみ変更をするのがよいと考えます」との意見であった。

次に、No.2では、同じく条例見直しの要否を「要」とし、1つ右となりの「改正すべき内容」の欄では、「第2章に追加記入 市民は納税の義務を果たさなければならない」との意見であった。また、「理由」の欄で

は、「税は市の財政の根幹を支えるものである。日本国憲法にも「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と記されている」との意見であった。また、「自由記述欄」では、「自治基本条例は、市の職員や議員さんに知ってほしい。市民も知る人々が増えるとうれしい」との意見であった。

次に、No.3では、条例見直しの可否を「否」とし、2つ右となりの「理由」の欄では、「特段条文上で現実に支障をきたしている点がないこと、市民の義務の詳細規定は市民本位の設計思想と条例全体のバランスを崩しかねないように思われるため、むしろ解説の中で納税義務をはじめ、必要な事項を整理した方がよいように思われる」との意見であった。

次に、No.4では、同じく条例見直しの可否を「否」とし、「理由」の欄では、「条文の中で不都合な点がない。見直すべき箇所がない」との意見であった。また、「自由記述欄」では、「条例の見直しよりも、市民意識調査結果で「川口市自治基本条例」の「内容を知っている」が1.8パーセント、「名称は聞いたことがある」が19.5パーセント、「知らない」が77.7パーセントと、周知、啓発に重点を置き、今後とも企画・立案に努める必要があると考えます」との意見であった。

次に、ページをめくっていただき、No.5では、条例見直しの可否を「要」とし、「改正すべき内容」の欄では、「1. 第2条定義の(1)市民は見直すこと 2. 第3条市民の役割の文言は見直すこと 「自治の主体としての自覚を持ち」を「自治の主体としての納税義務を自覚し」にすべきである」との意見であった。また、「理由」の欄では、「①居住者と非居住者を一括して市民と定義することは、権利、義務の関係から問題があるため ②居住者を非居住者と同列に扱うのは、居住者たる住民軽視であるため」との意見であった。また、「自由記述欄」では、「住民と住民以外では、法的な権利、義務や受益、負担の関係が全く異なるので、これを一括して「市民」とすることは、法の趣旨と異なり、バランスを失する。地方分権の3原則は、「自己決定」「自己責任」「自己負担」と考えます。責任と負担を負う立場にある住民に優先して参画する権利があります」との意見であった。

次に、No.6では、条例見直しの可否を「否」とし、理由の欄では、「大勢の方が時間と労力をかけ熟考された上で作成されたものであり、とても良く出来ていると思います。最高規範はたやすく変更すべきではないと考えます。時代の流れで価値観や常識が変化するのは確かであるが、まだ数年。その域ではないと思います」との意見であった。また、自由記述欄では、「ひとつひとつ深く理解することが出来て、とても良かった

です。感謝」との意見であった。

次に、No.7では、条例見直しの要否を「否」とし、理由の欄では、「平成24年12月の諮問から6年が経過し、その間、見直しが必要と思われることが、これまでの説明の中で見当たらない。ただし、この条例が本市の定める最高規範であるならば、市民の義務についても明記されるべきではないか」との意見であった。また、自由記述欄では、「自治基本条例の認知度を上げることは諮問の中に含まれていないが、認知度を上げることが委員会の成果につながるとも考えられる」との意見であった。

次に、No.8では、条例見直しの要否を「否」としている。

次に、No.9では、条例見直しの要否を「否」とし、自由記述欄では、「今後の委員会開催については、具体的に条例運用について不具合が生じた際に招集するという方向性ではいかがでしょうか」との意見であった。

次に、No.10では、条例見直しの要否を「否」とし、理由の欄では、「川口市や市民のあり方を定めたものであるため、細かな修正は必要ではないと感じます。象徴的な指針として存在していることに意義があるため」との意見であった。

最後に、No.11では、条例見直しの要否を「否」とし、理由の欄では、「本年度4月に中核市川口が誕生したばかりであり、数年経過を見て見直しが必要であれば、議論をしたほうが良いように思います」との意見であった。

事務局からの説明は以上である。

委員長

ただいま、事務局から説明があったとおり、委員の皆様から忌憚ない意見をいただくことができた。

資料1に記載されているとおり、条例見直しの「要」・「否」については、条例見直しを「要」とするもの3名、「否」とするものが8名という結果とのことであった。

また、いただいた意見の中には、これまでの委員会審議の中でも触れていた「納税」に対する義務や市民の「義務」と「権利」に関する意見などをいただいた。

また、その一方で、条例見直しに関し、特段不都合な点がないことや、時代の流れの中で見直しを図るべきであり、まだ、その時期ではないとの意見もいただいた。

以上のような意見をいただいたが、この際、委員から何かほかに追加

的に述べておきたい意見等があればこの場で伺いたい。

－ 委員からなし －

委員長

ないようなので、次に進む。

続いて、議事の1つ目である「要否の検討について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（企画経営課担当者）

次に、議事の1つ目、「要否の検討について」、説明させていただく。
資料2をご覧ください。

先ほどの報告事項の中で説明したとおり、ワークシートの結果の中で、これまでの委員会の中でも出されていた意見である「納税」について触れられている意見があった。

これに基づき、事務局では、NPO法人公共政策研究所のホームページに掲載されている自治基本条例及びそれに類似する条例を制定している自治体を調査した。

調査の結果、平成30年10月1日現在、全国で371自治体が条例を制定し、そのうち、26.4パーセントにあたる98自治体が「納税の義務を負う」または、「行政サービスに伴う負担を分任する」など、市民への責務や義務を条例の中に規定していた。

98自治体のうち、「納税」などの税に関する記載がされている自治体が20自治体、残りの78自治体では「行政サービスに伴う負担」等の記載があった。

規定の状況を見てみると、一番上のNo.1、北海道ニセコ町が全国ではじめて「まちづくり条例」を平成13年に制定して以降、No.9の杉並区が平成15年に区民の義務として「区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする」と、初めて、「納税」の義務について明文化している。

その後、平成20年3月末までに16の自治体が「納税」もしくは「負担」等の文言を記載した条例を制定し、さらに28年3月末までには、80の自治体が新たに同様の文言を条例中に記載するといった状況である。

また、この98自治体のうち、市民の定義において、「市内等に住所を

有するもの」として市民以外と区別して規定している自治体は11自治体であった。

なお、直接的に「市民の責務」としないまでも「市民の役割」として、市民がなすべきことを規定している自治体が相当数あった。

事務局からの説明は以上である。

委員長

ただいまの説明の中で、各自治体の自治基本条例の中に「納税の義務」または、「行政サービスに伴う負担を分任する」など、「市民の責務」や「義務」に関する記載についての調査の報告がされた。

この資料は条例改正の可否を検討するためのものであり、最終的な結論は次の議題で検討するが、これまで委員会の中で出された意見や今回のワークシートの中で出された意見である「納税」等の義務について、改めて各自治体における自治基本条例の中で、どのような記載、取り扱いがなされているのか調べたものであるとのことだが、ここで、改正の可否を結論づける手がかりとなる「納税の義務」や「負担」等に関し、委員の皆様から意見を伺いたい。

ただいまの報告について、何か意見のある方はお願いします。

－ 委員からなし －

委員長

ないようなので、次に進む。

次に、議事の2つ目として、「素案の各項目の内容の確認について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（企画経営課担当者）

次に、議事の2つ目、「素案の各項目の内容の確認について」、説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

まず、本答申の提出日は、平成31年7月を予定している。

次に、「提出先」については、左上に記載しているとおり、川口市長に対してとなる。

次に、「提出者」は、委員長である齋藤先生とさせていただきます。

次に、答申の構成であるが、まず、一の「はじめに」では、答申に至るまでの経緯などを記載し、次に、二の「自治基本条例の見直しの可否

について」では、結論を記載する。

次に、三の「判断理由」については、結論に至った判断の理由等を記載する。

次に、右側のページをご覧いただきたい。四の「附帯意見」では、判断理由で述べた意見も含めて、特に記載したい意見等があればここに記載する。

最後に、五の「おわりに」では、答申の締めにかかる文言や今後に向けてなどを記載することとし、全体として、5つの柱を項目とする構成を考えている。

事務局からの説明は以上である。

委員長

ただいま事務局より示された素案骨子案についてであるが、まず答申の構成として、1の「はじめに」から5の「おわりに」までの5つの柱を構成とすることを考えているとの説明があった。

はじめに、この構成について、何か意見のある方はお願いします。

－ 委員からなし －

委員長

ないようなので、構成については、この5つの柱を念頭に、このあと各項目について協議をすすめて参りたい。

これより答申に記載すべき事項について、協議いただくが、事務局より骨子案が示されているので事務局から一括して説明いただいたのち、各項目について順次、協議、決定していくという形で進めていきたいと思う。

進め方について何か不明な点はあるか。

－ 委員からなし －

委員長

それでは、説明をお願いします。

事務局（企画経営課担当者）

それでは、骨子案について説明させていただく。

同じく資料3をご覧いただきたい。

はじめに、答申の件名であるが、前回の答申を参考として、「川口市自治基本条例の見直しの要否について（平成31年答申）」と記載させていただいた。

その下に記載されている文言については、こちらも前回の答申を参考として、記載のとおりとさせていただいた。

次に、1の「はじめに」について、ここでは答申に至るまでの経緯など、①に記載されているように、次の項目の結論につなげるような文言を記載することとなる。

次に、2の「自治基本条例の見直しの要否について」では、見直しの要否に対して、端的に結論を記載することとなる。

次に、3の「判断理由」について、ここでは、結論に至った判断理由を記載するが、判断理由の中の構成として、例えば、一段落目では、自治基本条例の策定経緯であるとか、自治基本条例がどのような位置づけとしてあるのかなどを記載し、二段落目では、委員会のこれまでの審議経緯や概要などを記載し、三段落目では、これまで出された意見など、本答申の結論に至った判断の理由となる意見などを記載することとなり、ここでは、結論と異なる意見についても併記し、少数意見について配慮した文言を記載するような形を考えている。

また、骨子案には、これまでの委員会の中で出された意見やワークシートにおいて皆様からいただいた意見の中から結論に至る判断理由となりうるであろうものを集約し、一例として記載している。

また、四段落目については、最後にこれまでの意見を踏まえ、どういった判断に至ったというような結論の締めにかかる文言を記載することとなる。

次に、4の「附帯意見」について、ここでは、判断理由で述べた意見を含め、特に答申に記載したい意見や申し送り事項などがあれば、記載することとなる。

最後に、5の「おわりに」について、ここでは、答申の締めにかかる文言や今後に向けてなどを記載することとなる。

説明は以上である。

委員長

まず、はじめに、答申の件名について、及びその下の段に記載されている事項については、従来の答申の表記を踏襲したものであるとのことだが、このような表記でよいか。

－ 異議なし －

委員長

そのようにさせていただく。

次に、項目1の「はじめに」について、ここでは答申に至るまでの経緯などを記載することになるが、骨子案に記載されているとおりでよいか。

－ 異議なし－

委員長

そのようにさせていただく。

続いて、項目の2「自治基本条例の見直しの方針について」であるが、先ほどの報告事項の中で事務局より説明があったとおり、ワークシートの集計結果として、見直しを「要」とするもの3名、「否」とするもの8名という結果であった。

このような結果に基づき、本委員会は答申を出すことになるが、答申の形としては、少数意見もきちんと反映させるものとし、委員全員の一致による答申としたいと考えているところである。そのような考えも含め、本答申の結論について意見を伺いたい。

意見のある方はお願いします。

委員

資料2にかかわり、どのような経緯でこの資料を用意したのか。

事務局（企画経営課長）

これまでの委員会の議論の中で、「納税」や「負担」について特に議論があったことから、改正の可否を結論づける手がかりとするための資料として用意させていただいた。

委員

資料に記載されている自治体で、もともと納税の義務を規定していなかった自治体が、のちに改正等で規定したという事例はあるのか。

また、その結果、収納率が上がったという結果が出ている事例はあるのか。

事務局（企画経営課長）

改正により納税等の義務を規定した自治体はないと考える。

また、規定している自治体の収納率の状況については、把握していない。

委員長

私の知る限り、条例を改正して追加的に納税の義務等を規定したという自治体はない。

義務等を規定している自治体は、設計段階からあらかじめ議論して規定しているものである。

また、条例に記載しているから収納率が向上するのかということに関して、そのような因果関係はないと考える。

アンケートの結果から見ると改正の「要」が3件、「否」が8件ということであるが、ひとつの案として、皆様の合意を取り付けた形で答申をだすという考え方のもと、少数意見は記載しないということはず、例えば、項目2の条例改正の要否については、改正を「否」という結論とし、ただし、「納税」、「市民の定義」等の意見について、項目4の附帯意見において、次期委員会での検討事項とする旨を付け加えるという形でまとめるのはいかがか。

委員

少数意見に配慮する形として、答申の中に意見を記載することに異論はない。

委員

12月の広報紙にも徴収率が上がっているというような記事が記載されていた。条例の中で規定しても、収納率が特別に上がるとは考えられないが、少数意見として附帯意見に記載することに異論ない。

委員長

では、本委員会として、条例改正の要否は「否」とし、また、少数意見については、附帯意見の中で次期委員会の検討事項として記載することによいか。

－ 異議なし －

委員長

そのようにさせていただく

次に、項目3の判断理由についてであるが、ここでは4つの段落に分けて判断に至った理由を記載することになる。

特に三段落目に関し、見直しに対する意見について骨子案に記載している意見をもう少し集約した形でまとめるような感じとなるが、記載する意見はこのようなものでよいか。

また、次回委員会では、ここに記載している意見をもう少し具体的に文章化してお示しする形としたいが、いかがか。

－ 異議なし －

委員長

そのようにさせていただく。

次に、項目4の「附帯意見」については、先ほど出された少数意見を記載することとなるが、このほか何か記載したい事項はあるか。

－ 委員からなし －

委員長

ないようなので、附帯意見については、「納税」及び「市民の定義」について、次期委員会の検討事項として記載することとする。

最後に、項目5の「おわりに」について、ここでは委員会の姿勢といったものを記載することになるが、このほかに記載したい事項はあるか。

－ 委員からなし －

委員長

以上で、素案骨子に関わる5つの項目について協議が終わった。

本日の協議のまとめとして、項目2の見直しの要否は「否」とし、項目4の附帯意見に少数意見を記載することとし、そのほかの項目については骨子案に記載されている事項に基づき、事務局において素案の案文を作成するというのでよいか。

－ 異議なし －

委員長

そのようにさせていただく。

この際、委員からほかになにかあるか

－ 委員からなし －

委員長

ないようなので、次第の4「その他」について事務局より願います。

事務局（企画経営課担当者）

「川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例」について、報告させていただく。

お手元の資料4をご覧ください。

本条例は、川口市議会の議員提案による条例として、平成30年9月27日に可決し、公布・施行されたものである。

川口市自治基本条例第9条において、「市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる」と規定し、さらに同条第2項において「市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない」と規定するなど、町会、自治会活動について規定されていることから、本条例を委員の皆様へ周知するため、配付したものである。

参考までにご覧いただきたい。

また、次回委員会の日程の確認であるが、本日の協議がある程度まとまったということで、事務局にて素案を作成する時間をいただきたいことから、次回委員会は、来年の2月7日（木）午後6時30分から、中央ふれあい館特別会議室で開催したいと考えるが、いかがが。

委員長

事務局より次回委員会の日程について提案があったがいかがが。

－ 異議なし －

委員長

次回委員会は、平成31年2月7日午後6時30分からとさせていただく。

	<p>また、素案については、年明けに皆様のもとに郵送させていただき、あらかじめ内容を確認のうえ、次回委員会時に委員の皆様からご意見をいただくということでよいか。</p> <p>－ 異議なし －</p> <p>委員長 それでは本日は以上で閉会とする。</p> <p>■ 閉会（午後7時12分）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	平成31年2月7日（木） 場所：中央ふれあい館特別会議室